

しるべつと鑑賞友の会 会則（案）

（名称）

第1条 この会の名称は「しるべつと鑑賞友の会」（以下友の会という。）と称する。

（目的）

第2条 友の会は、芸術文化に広く関心を持つ個人によって構成され、中標津町総合文化会館の行う芸術振興の活動を支援し、その事業に参加することで地域づくりの活性化に寄与することを目的とした財団法人中標津町文化スポーツ振興財団の芸術振興事業として取り組む。

（会員）

第3条 会員とは、友の会の目的に賛同した個人とし、本会則を承認のうえ、友の会が定める方法により入会の申込みを行い、年会費を納めた者をいう。

2 会員資格は、加入したその月から始まる。

（会員証）

第4条 会員には会員証を発行する。

（会費）

第5条 会員は、別に定める会費を友の会が指定する方法で、期日までに支払うものとする。ただし、新たに会員となる者の会費は、入会時に現金による納入にあわせて自動払込による入会手続きを行うものとする。

2 友の会に対して、特に退会の申し出がない場合は、自動的に1年間の継続とみなし、次の年の会費を支払うものとする。

3 前項による年会費の支払いがない場合は、会員は会員資格を失うものとする。

種 別	金 額
年 会 費	2, 4 0 0 円

（会員サービス）

第6条 会員には、公演情報や各種文化事業等の情報を提供する。

2 会員は、友の会が指定する公演について、友の会所定の方法でチケットを一般販売開始前の指定日に、先行して予約もしくは購入する事ができる。

3 会員は、予約もしくは購入したチケットについて取消及び変更はできないものとする。

4 会員に対して実施するサービスについては、友の会所定の方法で会員に通知することとし、会員は、所定の方法により利用する事ができるものとする。

例：友の会が指定するすべての公演1事業において、お一人1枚のみ通常料金より500円を

割引して購入することができます。(年間4事業の場合には、最大2,000円の割引となります。) ※会員証の提示が必要となります。

(代金の支払い)

第7条 年会費、チケット購入等の支払い方法は、全額一括払いとする。

2 代金の支払いは、事務局が指定する方法により、窓口現金、自動引き落としによって支払うものとする。

(会員証の紛失、盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失または盗難にあった時は、ただちに友の会事務局に届け出るものとする。

2 会員が紛失、盗難その他の事由により会員証を他人に利用され、会員または友の会に損害が生じた場合は、会員がその損害の責任を負うものとする。

3 会員証を再発行する場合は、所定の手数料(年会費の20%相当)を要するものとする。

(届け出事項の変更等)

第9条 会員は、氏名、住所、郵送先、口座等申請事項に変更が生じた場合には、ただちに友の会に届け出るものとする。

2 前項の届け出がない場合、友の会からの通知、その他のものが遅延し、または到着しなかったとしても、異議を申し立てられないものとする。

(退会等)

第10条 会員は任意に退会できるものとする。この場合は友の会に連絡のうえ会員証を返却し、友の会に対する残債務を完済するものとする。

2 会員が虚偽の申告や、支払いの催告にもかかわらず支払いを怠るなど、本規約に違反する場合およびその他友の会の運営上支障がある場合は、会員資格を取り消すことができるものとする。

(役員と事務局)

第11条 この会を運営する為に、中標津町総合文化会館内に友の会事務局を置き、友の会の運営及び会計は、財団法人中標津町文化スポーツ振興財団の芸術振興事業の取り組みとして事務を取り扱うものとする。

●会長・・・・・・財団法人中標津町文化スポーツ振興財団文化振興協議会長

●事務局長・・・・・・財団法人中標津町文化スポーツ振興財団文化振興課長

●事務局次長・・・・・・財団法人中標津町文化スポーツ振興財団文化振興係長

●事務局・・・・・・財団法人中標津町文化スポーツ振興財団文化振興係

(役員の職務)

第 12 条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、友の会を代表し、その会の全体を統括する。
- (2) 事務局長は、本会の運営総務、庶務の責任者としてその責務にあたる。
- (3) 事務局次長は、本会の運営総務、庶務の運営者としてその責務にあたる。
- (4) 事務局は、本会の運営総務、庶務の事務取扱者としてその責務にあたる。

(報告)

第 13 条 友の会に加入する会員に対して、本会の運営状況を毎年 1 回以上報告しなければならない。また、既存の会員に対して、本会の運営改善の参考にする為に、アンケート等による意見収集を積極的に行わなければならない。

(会計)

- 第 15 条 友の会の運営に関する経費は、芸術振興事業として管理し、会費収入、雑収入、その他の自己財源をもって運営する。
- 2 会計年度は、毎年、財団法人中標津町文化スポーツ振興財団の会計年度にあわせて、財団法人中標津町文化スポーツ振興財団の会計内において処理されるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第 16 条 友の会は、個人情報保護法を遵守し、個人情報の取扱いについて十分な注意を払い管理いたします。
- 2 会員加入によって得た個人情報は、友の会の活動以外に利用することはありません。

(会則の変更)

第 17 条 本会則を変更する場合は、役員の合意を必要とし、変更となった内容を友の会事務局から会員に通知するものとする。

(その他)

第 18 条 その他定めのない事項については、文化振興協議会の協議を得て会長が決定し、既存会員に通知するものとする。

附則 この会則は平成 24 年 10 月 25 日から施行し、平成 25 年度事業から運用する。